

岩手県企業局管理規程第4号

企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県企業局長 中里裕美

企業局会計規程の一部を改正する規程

企業局会計規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(小切手の償還等)</p> <p>第46条 本庁の出納員は、債権者から政令第21条の9第2項による支払の請求を受けたとき、及び小切手の所持人から政令第21条の13による償還の請求を受けたときは、その内容を調査し、支払し、又は償還すべきものと認めたときは、予算経理担当課長、施設総合管理所長又は県南施設管理所長に支出の手続を要求しなければならない。</p> <p>(資金前渡金の保管)</p> <p>第47条の2 [略]</p> <p>2 資金前渡を受けた者は、前項の規定により資金を預け入れた場合に、預貯金により利子が生じたときは当該利子について<u>支出命令者</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(小切手の償還等)</p> <p>第46条 本庁の出納員は、債権者から政令第21条の9第2項の<u>規定</u>による支払の請求を受けたとき、及び小切手の所持人から政令第21条の12の<u>規定</u>による償還の請求を受けたときは、その内容を調査し、支払し、又は償還すべきものと認めたときは、予算経理担当課長、施設総合管理所長又は県南施設管理所長に支出の手続を要求しなければならない。</p> <p>(資金前渡金の保管)</p> <p>第47条の2 [略]</p> <p>2 資金前渡を受けた者は、前項の規定により資金を預け入れた場合に、預貯金により利子が生じたときは当該利子について<u>予算経理担当課長、施設総合管理所長又は県南施設管理所長</u>に報告しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。